

2020年10月22日
郵政ユニオン 交第20号

日本郵便株式会社
代表取締役社長兼執行役員社長
衣川 和秀 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 日巻 直映

郵政労契法20条裁判・最高裁判決を受け、 就業規則及び給与規程の改定を求める要求書

郵政産業労働者ユニオンに所属する組合員11人（東日本裁判3人・西日本裁判8人）が原告となった労働契約法20条裁判は、10月15日に最高裁判所第1小法廷（山口厚裁判長）で判決が言い渡されました。最高裁判決は、扶養手当、年末年始勤務手当、夏期冬期休暇、有給の病気休暇は不合理な格差であると認定しました。住居手当は、会社側上告を受理せず格差の違法性を確定させました。

最高裁判決で、労働契約法20条違反として不法行為が認定された手当、休暇制度については、日本郵便株式会社に働く時給制契約社員と月給制契約社員及び労働契約法18条により無期転換したアソシエイト社員、アソシエイト高齢再雇用社員に対して正社員就業規則、給与規程を適用するべきです。会社は最高裁判決を誠実に履行しなければなりません。

郵政産業労働者ユニオンは、最高裁判決を受け、下記のとおり要求書を提出します。
11月10日までに誠意ある回答を求めます。

記

- 1 住居手当は、正社員給与規程を期間雇用社員及びアソシエイト社員に適用し、期間雇用社員給与規程を改定すること
- 2 年始勤務手当は、正社員給与規程を期間雇用社員及びアソシエイト社員、アソシエイト高齢再雇用社員に適用し、期間雇用社員給与規程を改定すること
- 3 扶養手当は、正社員給与規程を期間雇用社員及びアソシエイト社員に適用し、期間雇用社員給与規程を改定すること
- 4 年始の祝日に準じる日に勤務した場合は、正社員給与規程を期間雇用社員及びアソシエイト社員、アソシエイト高齢再雇用社員に適用し、期間雇用社員給与規程を改定すること

- 5 病気休暇は正社員と同様に有給とし、期間雇用社員及びアソシエイト社員、アソシエイト高齢再雇用社員就業規則を改定すること
- 6 夏期・冬期休暇は正社員就業規則を期間雇用社員及びアソシエイト社員、アソシエイト高齢再雇用社員に適用し、それぞれ就業規則を改定すること

以上